

岩手県選挙管理委員会規程第1号

岩手県選挙管理委員会事務局出張所規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成25年10月25日

岩手県選挙管理委員会

委員長 八木橋 伸 之

岩手県選挙管理委員会事務局出張所規程の一部を改正する規程

岩手県選挙管理委員会事務局出張所規程（昭和55年岩手県選挙管理委員会規程第2号）の一部を次のように改正する。

改正前			改正後		
(名称、位置及び所管区域)			(名称、位置及び所管区域)		
第1条 岩手県選挙管理委員会規程（昭和55年岩手県選挙管理委員会規程第1号）第18条の規定により設置する事務局出張所（以下「出張所」という。）の名称、位置及び所管区域は、次のとおりとする。			第1条 岩手県選挙管理委員会規程（昭和55年岩手県選挙管理委員会規程第1号）第18条の規定により設置する事務局出張所（以下「出張所」という。）の名称、位置及び所管区域は、次のとおりとする。		
名称	位置	所管区域	名称	位置	所管区域
岩手県選挙管理委員会事務局盛岡出張所	[略]	盛岡市 八幡平市 岩手郡 紫波郡	岩手県選挙管理委員会事務局盛岡出張所	[略]	盛岡市 八幡平市 <u>滝沢市</u> 岩手郡 紫波郡
岩手県選挙管理委員会事務局県南出張所	[略]	花巻市 北上市 遠野市 一関市 奥州市 和賀郡 胆沢郡 西磐井郡 <u>東磐井郡</u>	岩手県選挙管理委員会事務局県南出張所	[略]	花巻市 北上市 遠野市 一関市 奥州市 和賀郡 胆沢郡 西磐井郡
[略]			[略]		
2	[略]		2	[略]	
備考 改正部分は、下線の部分である。					

附 則

この規程は、平成26年1月1日から施行する。